

〔問 5〕 労働基準法第26条に定める休業手当に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

なお、当該労働者の労働条件は次のとおりとする。

所定労働日：毎週月曜日から金曜日

所定休日：毎週土曜日及び日曜日

所定労働時間：1日8時間

賃金：日給15,000円

計算された平均賃金：10,000円

- A 使用者の責に帰すべき事由によって、水曜日から次の週の火曜日まで1週間休業させた場合、使用者は、7日分の休業手当を支払わなければならない。
- B 使用者の責に帰すべき事由により労働時間が4時間に短縮されたが、その日の賃金として7,500円の支払がなされると、この場合にあっては、使用者は、その賃金の支払に加えて休業手当を支払わなくても違法とならない。
- C 就業規則の定めに則り、日曜日の休日を事業の都合によってあらかじめ振り替えて水曜日を休日とした場合、当該水曜日に休ませても使用者に休業手当を支払う義務は生じない。
- D 休業手当の支払義務の対象となる「休業」とは、労働者が労働契約に従って労働の用意をなし、しかも労働の意思をもっているにもかかわらず、その給付の実現が拒否され、又は不可能となった場合をいうから、この「休業」には、事業の全部又は一部が停止される場合にとどまらず、使用者が特定の労働者に対して、その意思に反して、就業を拒否する場合も含まれる。
- E 休電による休業については、原則として労働基準法第26条の使用者の責に帰すべき事由による休業に該当しない。

第47回(平成27年度)社会保険労務士試験の合格基準及び正答

1 合格基準及び配点

|                                                                                                                                                                                                                             |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| (1) 合格基準<br>本年度の合格基準は、次の2つの条件を満たした者を合格とする。<br>① 選択式試験は、総得点21点以上かつ各科目3点以上（ただし、労務管理その他の労働に関する一般常識、社会保険に関する一般常識、健康保険法及び厚生年金保険法は2点以上）である者<br>② 択一式試験は、総得点45点以上かつ各科目4点以上である者<br>※ 上記合格基準は、試験の難易度に差が生じたことから、昨年度試験の合格基準を補正したものである。 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (2) 配点<br>① 選択式試験は、各問1点とし、1科目5点満点、合計40点満点とする。<br>② 択一式試験は、各問1点とし、1科目10点満点、合計70点満点とする。                                                                                                                                       |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

2 試験問題の正答

| 出題形式<br>試験科目   | 選択式 |   |   |   |   | 択一式 |   |   |   |   |   |   |   |   |    |
|----------------|-----|---|---|---|---|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|----|
|                | A   | B | C | D | E | 1   | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
| 労働基準法及び労働安全衛生法 | ㉔   | ㉒ | ㉑ | ㉓ | ㉕ | B   | D | C | D | A | B | B | C | A | D  |